## 1. 入院基本料について

(1)入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、 意思決定支援、身体的拘束最小化

当院では、入院の際に、医師、看護師、その他必要に応じ関係職種が共同して総合的な診療計画 を策定し、7日以内に文書により説明を行っています。また、基準に係る院内感染防止対策、医療 安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、適切な意思決定支援に関する指針の定め、身体的拘束最 小化の取り組みを行っております。

#### (2)4A、5A、6A、6B、7A 病棟(各 39 床)

当病棟は、一般病棟入院基本料急性期一般入院料 1、50 対 1 急性期看護補助体制加算、夜間 100 对 1 急性期看護補助体制加算、看護補助体制充実加算、夜間看護体制加算、看護職員夜間 16 对 1 配置加算 1 を算定しています。各病棟、1 日に 17 人以上の看護職員(看護師、准看護師)、4 人以 上の看護補助者が勤務しており、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝8時30分~夕方16時30分まで、

看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。

• 夕方 16 時 30 分~朝 8 時 30 分まで、

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 39 人以内です。

#### (3)4B 病棟(42 床)

当病棟は、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 を算定しています。1 日に 10 人以上の看護 職員(看護師、准看護師)、5人以上の看護補助者が勤務しており時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝8時30分~夕方16時30分まで、

看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。

• 夕方 16 時 30 分~朝 8 時 30 分まで、

看護職員と看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 21 人以内です。

#### (4)5B、7B 病棟(各 39 床)

当病棟は、地域包括ケア病棟入院料2、看護職員配置加算、看護補助体制充実加算、看護職員夜 間配置加算を算定しています。1 日に 12 人以上の看護職員(看護師、准看護師)、5 人以上の看護 補助者が勤務しており、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝8時30分~夕方16時30分まで、

看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

• 夕方 16 時 30 分~朝 8 時 30 分まで、

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。

#### (5)付き添い

当院では、患者さま負担による付き添い看護を行っていません。

## 2. DPC対象病院について

当院は、入院費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する 「DPC対象病院」となっています。

※医療機関別係数 1.4601(基礎係数 1.0451+機能評価係数 I 0.3194

+機能評価係数ⅡO.0828+救急補正係数 O.0128)

#### 3. 近畿厚生局長への届出事項について

### (1)施設基準等に係る届出

## 【1】入院料等

- 医療 DX 推進体制整備加算
- 一般病棟入院基本料急性期一般入院料 1 • 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加算 • 診療録管理体制加算 1 • 医師事務作業補助体制加算 1
- •50 対 1 急性期看護補助体制加算、夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算、
- 夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算
- 看護職員夜間 16 対 1 配置加算 1 療養環境加算 • 重症者等療養環境特別加算
- 医療安全対策加算 1、医療安全対策地域連携加算 1 栄養サポートチーム加算
- 感染対策向上加算 1、指導強化加算 ・患者サポート体制充実加算
- 後発医薬品使用体制加算 1 • 報告書管理体制加算 ・データ提出加算
- 入退院支援加算 1、入院時支援加算、総合機能評価加算 ・認知症ケア加算 1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算 • 精神疾患診療体制加算 • 地域医療体制確保加算 • 協力対象施設入所者入院加算 ・回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- ・地域包括ケア病棟入院料 2、看護職員配置加算、看護補助体制充実加算、看護職員夜間配置加算
- 看護職員処遇改善評価料 39
- 外来在宅ベースアップ評価料(I)
- ・入院ベースアップ評価料 63
- 入院時食事療養([)[\*1]

## 【2】医学管理等

- ・心臓パースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- •二次性骨折予防継続管理料1、2、3 がん性疼痛緩和指導管理料
- ・院内トリアージ実施料 • 夜間休日救急搬送医学管理料の注3 に掲げる救急搬送看護体制加算1
- 開放型病院共同指導料 がん治療連携指導料 • 薬剤管理指導料
- 地域連携診療計画加算 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医療機器安全管理料1
- 【3】在宅医療
- 在宅療養後方支援病院 • 持続血糖測定器加算 【4】検査

- ・皮下連続式グルコース測定 HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ヘッドアップティルト試験 • 神経学的検査
- 【5】画像診断 • 画像診断管理加算 2 • CT 撮影及び MRI 撮影

#### 【6】投薬 • 抗悪性腫瘍剤処方管理加算

- 【7】リハビリ
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(I)[\*2]・脳血管疾患等リハビリテーション料(I)[\*2]

検体検査管理加算(Ⅱ)

• 冠動脈 CT 撮影加算

- 運動器リハビリテーション料(I)[\*2]呼吸器リハビリテーション料(I)[\*2]
- がん患者リハビリテーション料 • 摂食嚥下機能回復体制加算 2
- 集団コミュニケーション療法料
- [\*2] 当院にはリハビリ科の医師が勤務しており、初期加算を算定します。

## 【8】手術

- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ 骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- 椎間板内酵素注入療法 背髄刺激装置植込術及び背髄刺激装置交換術 ・乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術 大動脈バルーンパンピング法(IABP 法)
- 輸血管理料Ⅱ • 輸血適正使用加算 • 人工肛門、人工膀胱造設術前処置加算 【9】麻酔
- 麻酔管理料(I)
- 【10】病理
- 病理診断管理加算 1
- 悪性腫瘍病理組織標本加算 【11】歯科
- ・歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算 1 歯科外来診療感染対策加算 1 ・歯科口腔リハビリテーション料 2 □腔細菌定量検査
- ・上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る)(歯科診療に係るものに限る)
- ・下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る)(歯科診療に係るものに限る)
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術 • クラウン・ブリッジ維持管理料
- 顎口腔機能診断料 • 歯科矯正診断料
- (顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る)の手術前後における歯科矯正に係るもの)
- ・歯科外来在宅ベースアップ評価料(I)
- [\*1] 管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、 適温で提供しています。

食事代は、食事療養費(1食690円)の一部をお支払いただきます。

一般所得者	1 食 510 円
低所得者Ⅱ(直近 1 年間の入院日数 90 日以内)	1 食 240 円
低所得者Ⅱ(直近1年間の入院日数90日超え)	1 食 190 円
低所得者 I (老齢福祉年金を受給している場合))	1 食 110 円

#### 4. 明細書の発行状況について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領 収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。ま た、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行 しています。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されま す。その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行 も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 5. 保険外負担について

当院では、別表のとおりその使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。なお、 衛生材料等の治療(看護)行為及び、それに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用 の徴収や、「施設管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収を一切しません。 別表の詳細につきましては、外来待合室又は病棟に掲示しています。

## 6. 保険外併用療養費について

次の項目について、患者さまの自己負担により選択して療養を受ける事ができます。

#### (1)特別の療養環境の提供

1人部屋、2人部屋をご希望の方は、所定料金を頂きます。料金は下記のとおりです。 詳細につきましては、外来待合室又は病棟に掲示しています。

						-
	区分	特室A	特室B	特室C	個室	2 人室
	料金(円) (税込)	11,000	8,800	5,500	3,300	1,100

#### (2)初診に係る選定療養

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した患者さまについては初診に係る 費用として 7,700 円(歯科 5,500 円)を頂いています。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院し た場合にあっては、この限りではありません。

## (3) う蝕に罹患している患者の指導管理に係る選定療養

フッ化物局所応用又は小窩裂溝填塞による指導管理をご希望の方は、所定の料金を頂きます。 料金は下記の通りです。ただし、う蝕多発傾向のない 16 歳未満の患者さまに限ります。

継続管理の種類	料金(円)(税込)
フッ化物局所応用(1 口腔 1 回につき)	1,000
小窩裂滞埴塞(1 歯につき)	1.450

## (4) 180 日を超える入院に係る選定療養

180日を超える長期の入院患者さまには、入院料の一部負担として1日2,580円頂きます。

- ただし、以下の方は除外されます。 • 人工透析を受けている方、人工呼吸器を装着している方など厚生労働省大臣の定める状態に ある方
- 回復期リハビリ病棟に入院されている方
- ・自賠責、労災保険で入院されている方

なお、該当される患者さまにはあらかじめ詳しくご説明させて頂きます。

(5)リハビリテーション及び検査に係る選定療養

医科点数表等に規定する回数を超えてリハビリテーション及び検査をご希望の方は、所定料金 を頂きます。料金は下記のとおりです。

リハビリテーション 1 回 1 単位(20 分)につき)	料金(円) (税込)	検査	料金(円) (税込)
脳血管疾患等リハビリテーション	2,700	癌胎児性抗原(CEA)精密測定	990
運動器リハビリテーション	1,950	lpha ーフェトプロテイン(AFP) 精密測定	980
呼吸器リハビリテーション	1,900		•

# 7. 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章 第9部の通則4を含む)に掲げる手術について

2024年1月から12月の件数は以下のとおりです。

	区分 1			区分3		
7	ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	2	ア	上顎骨形成術等	2
-	1	黄斑下手術等	0	1	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
۲	כ	鼓室形成手術等	0	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
	L	肺悪性腫瘍手術等	0	エ	母指化手術等	0
7	才	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	オ	内反足手術等	0
	区分2			カ	食道切除再建術等	0
7	ア	靱帯断裂形成手術等	47	+	同種死体腎移植術等	0
-	1	水頭症手術等	13	区分 4		
7	ל	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術		155
	L	尿道形成手術等	0			
7	才	角膜移植術	0			
J	ל	肝切除術等	0			
=	‡	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0			

## その他

人工関節置換術	236
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	18
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	60
急性心筋梗塞に対するもの	4
不安定狭心症に対するもの	7
その他のもの	49
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	70
急性心筋梗塞に対するもの	8
不安定狭心症に対するもの	5
その他のもの	57

# 8. 大腿骨近位部骨折後 48 時間以内の手術について

2024 年 1 月から 12 月の件数は以下のとおりです。

骨折観血的手術及び人工骨頭挿入術(大腿骨近位部骨折後 48 時間以内の手術)

7